

令和4年第1回坂戸市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和4年1月25日 午後2時03分から午後3時56分

2. 開催場所 全員協議会室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 10名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	欠		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	福島 茂雄	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	大澤 淳一	主任	藤野 泰弘
課長補佐	田疇 佳秀	主任	紫藤 花織

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和4年第1回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 岡野 和紀 委員 林 真由美

11. 議決事項及び議事の要領

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてですが、本件6番の案件につきましては、農業委員に関係する案件となります。

坂戸市農業委員会会議規則第10条に規定する、農業委員の議事参与の制限に該当しますので、6番の案件審議中は該当農業委員には退席をお願いします。はじめに6番の案件を審議します。

事務局より説明してください。

(該当農業委員 退席)

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

6番案件の所在地は、新堀の毛地です。地目は畑で、地積は378㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

6番 入西地区 根本委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 譲受人は両親の家の近くで老後のために生活したいと考え本申請に至りました。申請地の面する道の反対側は住宅地が広がっており、周辺農地への影響はないと考えられます。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議 長 質疑等がございますか。

議 長 ないようですので、採決を行います。

農地法第5条の規定による許可申請のうち6番については、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。議案第1号のうち6番については許可相当と決定します。

(該当農業委員 着席)

議 長 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、つぎは1番から5番の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番案件の所在地は、石井の下宿、ほか1筆です。地目は畑で、地積は計313㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2 番案件の所在地は上吉田の田端、ほか3筆です。地目は田で、地積は計308.55㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3 番案件の所在地は、上吉田の田端、ほか3筆です。地目は田で、地積は360㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4 番案件の所在地は上吉田の田端、ほか1筆です。地目は畑で、地積は計309㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

5 番案件の所在地は、片柳の関ヶ谷戸です。地目は畑で、地積は2,992㎡

です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は地域密着型介護老人福祉施設で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、施設からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 勝呂地区 野口委員 2番～5番 坂戸地区 松永委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の申請地周辺には住宅地が広がり、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 2番案件の譲渡人は、申請地が変形した田で、耕作に見合った収穫がなく営農に苦慮していたため、土地を手放すことにしました。周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 3番案件の申請地周辺には住宅地が広がり、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 4番案件の申請地は譲渡人の先代が農業を行っていましたが、先代が亡くなったことにより農地を手放すことにしました。周辺は市街化が著しく、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 5番案件の申請地は、以前、地域密着型介護老人福祉施設の建設の前のボーリング調査で審議していただいた農地です。ボーリング調査が終了したため建築の申請に至りました。譲渡人は耕作を行っていますが、本申請の理由が公共性の高いものであるため、土地を手放すことにしました。周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 1番から5番までの説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

ないようですので続けます。それでは、7番から9番の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

7番案件の所在地は新堀の橋場、ほか2筆です。地目は畑で、地積は計332㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位

置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

8番案件の所在地は、長岡の上耕地です。地目は畑で、地積は300㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

9番案件の所在地は多和目の岩口前です。地目は畑で、地積は238㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は使用貸借権設定です。

申請時、農地内に建物が建っていたため、代理人を通じて建物を撤去するよう是正指導し、現在は写真のとおり是正されましたので、農地としての管理は問題ないと考えます。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に規定すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。
7番、8番 入西地区 齊藤委員 9番 大家地区 武藤委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 7番案件の申請地は、ここ数年耕作はされておらず、保全管理のみ行われていました。周辺には住宅地が広がり、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委員 8番案件の譲渡人は、耕作を行っていないため土地を手放すことにしました。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委員 9番案件の申請地については、私が現地調査に行った際に、農地内に建物が建

っており、事務局からも話があったとおり是正指導を行い、現在は建物が撤去されています。生活排水は合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 7番から9番までの説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

委 員 形式上は個人間の売買となっている申請に、業者が介入しているとわかる書類が見受けられた件について、よくあることなのでしょうか。

事務局 実際には、書類上では出てこないことが多いですが、業者が介入し、申請行為が行われることは多くあります。大金が動く契約に係る申請ですので、専門の業者が仲介に入ること自体に問題はなく、業者の介入がわかる書類があることにより、県から指摘はありません。ご意見については、県に伝えさせていただきます。

委 員 私の住む地域の近くでも10区画に及ぶような大規模な開発が行われていますが、すべての区画への進入路がひとつで、道路に側溝はありません。

今回私が担当した案件の場所については、一番奥の住宅から手前の住宅までの間に1mほどの高低差があります。

雨水排水については、宅内処理するように指導があるようですが、道路については側溝がないため、激しい雨が降った場合に低いところに水が流れ、処理ができないのではないかと危惧しています。開発の際に指導などできればよいのではないかと思います。

会 長 都市計画課と農業委員会で連携し、対策して進めるべきものと感じます。

では、採決を行います。

農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。議案第1号は許可相当と決定します。

議案第2号 農用地利用集積計画（案）について

議 長 議案第2号 農用地利用集積計画（案）について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

1月分の農用地利用権設定申出は、新規の農地中間管理事業分のみで、2件、3筆、面積は1,144㎡です。農用地利用配分計画の変更に伴う解約は農地中間管理事業分1件、1筆で、面積は29㎡です。

令和4年2月1日設定後の利用集積面積は、新規に申出のあった2件の契約始期が4月1日であるため、解約分の面積のみを差し引いた3,014,724.28㎡となります。

各申出状況は、別紙のとおりであり、いずれの申出とも借受人の経営面積、従事日数等は農業経営基盤促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

議 長 ご質疑等はございますか。

ないようですので、採決を行います。

農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思いますので、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり決定します。

議案第3号 農地利用配分計画（案）に対する意見について

議 長 議案第3号 農用地利用配分計画（案）について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用配分計画（案）により説明】

さきほどの農地利用集積計画でご審議いただいた、農林公社が借り受けた農地を配分計画により貸し付けるものです。農地を借り受けるのは、紺屋の法人と川越市の法人です。紺屋の法人は1筆、330㎡、川越市の法人は3筆、計1,606㎡です。詳細については、資料のとおりです。これに対し坂戸市長から意見を求められましたので、ご審議をお願いします。

議 長 ご質疑等はございますか。

議 長 質疑等が無いようですので、採決を行います。
議案第3号 農用地利用配分計画（案）に対する意見は、原案のとおりと決定したいと思いますので、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。
よって、議案第3号は、意見なしと決定し、坂戸市長に回答いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更」に対する意見について

議 長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更」に対する意見について審議します。
本日は、議案の説明のために農業振興課職員が出席しています。
農業振興課より説明してください。

職 員 【議案第4号により説明】

農業経営基盤強化促進法は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、規模拡大などにより農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して総合的に支援しようとするもので、平成5年に制定された法律です。農業経営基盤強化促進基本構想とは、本法第6条に基づき、市町村で定めることができるもので、農業委員会になじみが深いものとして、認定農業者認定の水準や利用権設定の条件の策定などがあります。

今回、令和2年4月1日に施行された法の一部改正及びそれに伴う県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更（令和3年1月）により、市の基本構想についても見直しを行うことになりました。

基本構想の主な変更点は次のとおりです。

（1）埼玉県の基本方針に即するとともに、農業振興地域整備計画との調和を保つため、本法第6条第3項に基づく変更。

(2) 農業経営の指標を市の現状に合わせた数値への変更

ア 主たる従事者1人当たりの年間農業所得

(変更前) 450万円→(変更後) 390万円

イ 新規就農の確保する人数

(変更前) 年間2人→(変更後) 年間2経営体

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等の年間農業所得

(変更前) 250万円→(変更後) 200万円

(3) 営農類型の指標の見直し

近年の坂戸市内農家の実態に合わせた数値に修正及び露地野菜経営の追加

(4) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標の見直し

(変更前) 48%→(変更後) 50%

※農用地の利用の集積の主要な手法である農地中間管理事業が開始した平成26年度から令和元年度までのすう勢から設定したもの。

(5) 農地利用集積円滑化事業に係る規定の削除

法改正に伴い農地利用集積円滑化事業に係る規定が削除されたため、第6農地利用集積円滑化事業に関する事項のほか、関係する規定を削除する。

職員 以上が変更点となります。農業振興課の説明を終わります。

議長 ご質疑等はございますか。

委員 新旧対照表の見方を教えてください。

職員 変更している箇所には下線を引かせていただいています。例えば、新たに認定農業者を目指す場合は、「新」のほうの指標になるよう目指していただければと思います。

議長 それでは、採決を行います。

議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更」に対する意見については「意見なし」と決定いたしましたと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。

よって、議案第4号は「意見なし」と決定し、坂戸市長に回答いたします。

報告第1号 専決処分の報告について

議長 報告第1号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 今月の専決処分は、農地法第3条の届出8件、第4条の農地転用届出1件、第5条の農地転用届出2件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等がございますか。
 (質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和4年第1回坂戸市農業委員会
総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和4年1月25日

坂 戸 市 農 業 委 員 会

会 長

署名委員

署名委員